

## 福井県丹南広域組合職員の退職手当に関する条例

平成12年 3月 3日条例第7号  
改正 平成17年10月 1日条例第3号

( 目的 )

第 1 条 この条例は、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

( 退職手当 )

第 2 条 職員の退職手当に関しては、越前市職員の退職手当に関する条例（平成17年越前市条例第54号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。